

決済用預金特約

1. (決済用預金の定義)

決済用預金は、預金保険法第51条の2に定められている「無利息、預金者がいつでも払戻しを請求できること、決済サービスを提供できること」の3条件を満たす預金であり、預金保険制度の全額保護の対象となります。

2. (「普通預金(決済用預金)」・「総合口座普通預金(決済用預金)取引」

「普通預金(決済用預金)」・「総合口座普通預金(決済用預金)」取引の普通預金は、第1条の決済用預金に該当します。「総合口座普通預金(決済用預金)」取引の定期預金は、決済用預金ではありませんので、預金保険制度の全額保護の対象とはなりません。

3. (預金利息)

「普通預金(決済用預金)」・「総合口座普通預金(決済用預金)」取引の普通預金は、普通預金規定(または総合口座取引規定)および別途お申込をいただいた各サービス規定における利息に係る規定にかかわらず、利息はつけないものといたします。なお、利息に係る規定以外につきましては、別段の定めがない限り普通預金規定(または総合口座取引規定)および各サービス規定により取扱います。

4. (変更)

(1) ご利用中の「普通預金」・「総合口座」取引を「普通預金(決済用預金)」・「総合口座普通預金(決済用預金)」取引の取扱いに変更する場合は、次のとおりとします。

①未払利息の清算

未払いの普通預金利息がある場合は、変更時に利息を元本に組み入れた残高を「普通預金(決済用預金)」・「総合口座普通預金(決済用預金)」取引の普通預金へ引き継ぎます。

②総合口座の貸越金利息

貸越金利息がある場合は、取扱い変更時ではなく、毎年2月8月の当行所定の日、「普通預金(決済用預金)」・「総合口座普通預金(決済用預金)」取引の普通預金から引落とし、または貸越元金に組入れます。

(2) 「普通預金(決済用預金)」・「総合口座普通預金(決済用預金)」取引から「普通預金」または「総合口座」取引へ変更する場合は、再度お届けが必要となります。

5. (特約の変更)

この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)